

特定労務管理対象機関の指定について

令和6年4月から医師の時間外労働時間の上限規制等が施行されることに伴い、下記の医療機関から岩手県知事に、特定労務管理対象機関の指定申請がありましたので、医療法（昭和23年法律第205号）第113条の規定により意見を求めます。

記

- 1 岩手医科大学附属病院（B水準、連携B水準）
- 2 岩手県立中央病院（B水準）
- 3 岩手県立中部病院（B水準）
- 4 岩手県立胆沢病院（B水準）
- 5 岩手県立磐井病院（B水準）